予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算

支出科目 款:教育費 項:教育総務費 目:教育指導費

事業名 スペシャリストサポート事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 学校安全課 生徒指導係 電話番号:058-272-1111 (内 3143)

E-mail: c17770@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

12.912 千円 (前年度予算額: 8.900 千円)

<財源内訳>

				財	源		内 訳					
区分事業費	国 庫	分担金	使用料	財	産	字 174 人	7 0 114	IB #	/主	_	般	
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県 債	債	財	源
前年度	8,900	0	0	0		0	0	0		0	8,	900
要求額	12,912	0	0	0		0	0	0		0	12,	912
決定額												

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

子どもたちにとって「いつでも安全で安心できる居場所」としての学校であるために、児童生徒の生命・身体の危機に迅速かつ丁寧に対応することを目指し、外部の専門家の支援を受けながら指導体制の充実に努める。

(2) 事業内容

- ・専門的な知識が必要な事案が発生した時に専門家を学校に派遣し、専門的 な知識・知見に基づき児童生徒等への支援を図り、早期解決を目指す。
- ・小中学校に弁護士を派遣し、学校で問題に対応できるよう支援する。
- ・新型コロナウィルス感染症の影響による児童生徒等の心身の健康に配慮し、 教育相談や心のケアを行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

- 県10/10
- ・県内公立学校への支援事業であり県負担が妥当

(4)類似事業の有無

• **無**

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	10,865	外部の専門家への報酬・謝金、共済費等
旅費	2,047	外部の専門家への旅費
合計	12,912	

決定額の考え方

4 参考事項

- (1)各種計画での位置づけ
 - ・第3次岐阜県教育ビジョン 基本方針2 多様な学びを支援する教育体制の充実 目標10 いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

(2) 法律での位置づけ

- ・「いじめ防止対策推進法」
 - 第23条3項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、<u>心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ</u>、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
 - 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、 その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態 と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置 者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適 切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調 査を行うものとする。

事 業 評 価 調 書(県単独補助金除く)

コ 新規要求事業

■継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

学校だけでは解決が困難な事案が発生した場合や緊急に解決しなければならない問題が発生した場合、外部から専門家を派遣し、適切なアドバイスを得て、速やかな解決を目指す。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の)推移	現在値	目標	達成率
要請に対して対応し	0	100	100	100	100	100%
た割合	(H26)	(H30)	(R01)	(R02)	(R03)	
						%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	

〇指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容

派遣日数 小学校 22 日、中学校 91 日、義務教育学校 0 日、

高校·特支等 320 日

派遣回数 臨床心理士391回、弁護士22回、大学教授等9回、

精神科医22回、スクール相談員0回、社会福祉士25回、

教員 0B 3回、その他 15回

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・学校だけでは解決が困難な問題に対して、適切なアドバイスを提供することができた。
- ・事件や事故に巻き込まれた生徒や精神的に不安定な生徒へカウンセリング を行うことができた。
- ・子どもの対応に悩む保護者のカウンセリングを行い、子どもの支援に向け た助言をいただくことができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価)

社会の変化にともない、学校や児童生徒及び保護者が抱える問題は年々複雑化・多様化しており、外部の専門家の協力が必要である。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇: 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

問題解決のための学校へのアドバイスの提供や、児童生徒及び 保護者へのカウンセリングを実施した結果、問題は解決に向かっ ている。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価)

最小限必要な期間を想定し派遣しており、必要に応じて追加して派遣している。

0

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項
- ・緊急時に派遣可能な専門家をいかに確保するかが課題である。
- ・法律への適切な対応が課題である。(重大事案発生時の組織作り)

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

学校や児童生徒及び保護者が抱える問題は年々複雑化・多様化しており、 今後も続くものと思われる。また、事件や事故に巻き込まれ、精神的に不安 定になる児童生徒も多いため、継続する必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	